

素案

第 7 次佐倉市障害者計画

第 7 期佐倉市障害福祉計画

R5.9.30 時点

令和 6 年●月

佐倉市

市長あいさつ

未定稿

目次

第1章 はじめに.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 障害者の状況.....	1
第2章 基本事項.....	2
1. 計画の目的.....	2
2. 計画の対象者.....	3
3. 対象期間.....	4
4. 関連計画.....	5
5. 推進体制.....	6
第3章 佐倉市の現状と課題.....	7
1. 障害福祉アンケート調査結果からみる主な課題.....	8
2. 佐倉市障害者総合支援協議会(各専門部会)における検討課題.....	13
第4章 第7次佐倉市障害者計画.....	15
1. 第6次佐倉市障害者計画の総括.....	15
2. 基本理念・施策の体系.....	18
3. 施策の内容.....	19
(1)障害理解の促進.....	19
①心のバリアフリーの推進.....	19
②権利擁護の推進.....	21
(2)日々の暮らしの支援・充実.....	22
③相談支援の充実.....	22
④希望する暮らしの実現.....	23
⑤障害福祉サービスの充実.....	25
⑥安心・安全な環境整備.....	27
⑦アクセシブルな行政情報の発信.....	28
(3)社会参加の促進と自立支援.....	29
⑧就労・雇用の促進.....	29
⑨インクルーシブな教育・保育の推進.....	30
⑩生活を豊かにする活動の推進.....	31
第5章 第7期佐倉市障害福祉計画.....	32
第6期佐倉市障害福祉計画の総括.....	32
計画に定める内容.....	33
①成果目標.....	34
②活動指標.....	39
⇒ ②活動指標は、第3回懇話会にて素案をお示しします	
参考資料.....	55

第 1 章 はじめに

1. 計画策定の背景

未定稿

2. 障害者の状況

未定稿

第 2 章 基本事項

1. 計画の目的

本計画は、障害のある人の自立と社会参加の支援を促進することを目的として、次の計画を一体のものとして策定します。

①第 7 次佐倉市障害者計画

(障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される市町村計画)

②第 7 期佐倉市障害福祉計画

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に規定される市町村計画)

③第 3 期障害児福祉計画

(児童福祉法第 33 条の 20 に規定される市町村計画)

④第 1 期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第 5 条に規定される市町村計画)

この計画における共通事項として、令和 4 年に施行した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法¹」による、障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、十分な情報の取得利用や円滑な意思疎通が重要であるとの考えを踏まえた施策を推進するものとします。

(今回の計画から、障害の有無にかかわらず様々な情報の取得や利用を促進する観点から、「読書バリアフリー法²に基づく市の計画」を一体のものとして策定)

¹ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の略称

² 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の略称

①第7次佐倉市障害者計画
(障害者基本法第11条第3項)

②第7期佐倉市障害福祉計画
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条)

③第3期障害児福祉計画
(児童福祉法第33条の20)

④第1期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項)



趣旨を踏まえ策定

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

【趣旨】全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、
十分な情報の取得利用や円滑な意思疎通が重要 等

2. 計画の対象者

本計画における「障害者」や基本理念の「障害のある人」とは、次のように定義します。

身体障害(内部障害を含む)、知的障害、精神障害、
発達障害(自閉症・アスペルガー症候群など)、高次脳機能障害³、
難病(特定疾病・小児慢性特定疾病)、その他の心身の機能の障害がある
人で、その障害や様々な活動を制限する社会的障壁により日常生活等に
相当な制限を受ける状態にある人

(18歳未満に限定する場合、**「障害児」**と表記します)

³ 脳卒中などの病気や交通事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能の障害

3. 対象期間

(1) 第7次佐倉市障害者計画

→国の障害者基本計画の計画期間が5年であること等を踏まえ、6年間とします(令和6年度から令和11年度)。

(2) 第7期佐倉市障害福祉計画(第3期佐倉市障害児福祉計画)

→国の基本指針⁴に、「3年を1期として作成する事を基本」と記載されていることから、これに合わせて3年間とします(令和6年度から令和8年度)。

(3) 第1期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

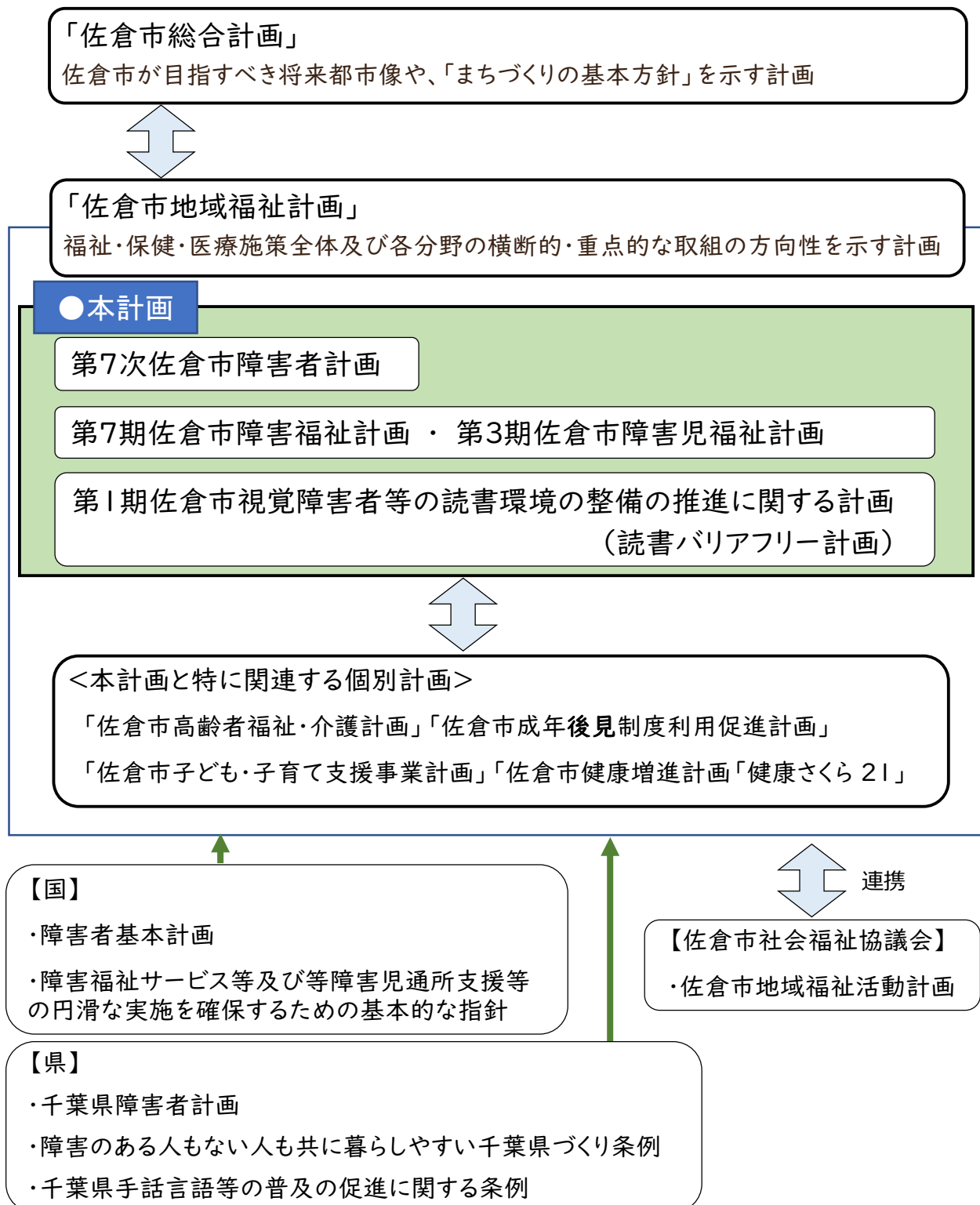
→障害福祉計画と同様の期間で見直しを行うことから、3年間とします(令和6年度から令和8年度)。

	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
障害者計画	第6次 策定	第7次(6年間)					策定	
【国】障害者基本計画	第5次(5年間)				中間見直し	第6次(5年間)		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 策定	第7期(3年間)			策定	第8期(3年間)		
【国】基本指針	基本指針 (R1改正)	基本指針(R5改正)			基本指針(R8改正)			
読書バリアフリー 計画	策定	第1期(3年間)			策定	第2期(3年間)		
【国】 視覚障害者等の 読書環境基本計画	(5年間)		(5年間)					

⁴ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成29年3月31日号外厚生労働省告示第116号)

4. 関連計画

本計画に関連する計画と、連携・整合を図ります。



5. 推進体制

佐倉市障害者総合支援協議会⁵に、本計画の進捗報告を行い、協議会から意見や評価を受け、翌年以降の実施内容に反映します。

また、施策の実施による効果は、必要に応じてアンケート調査を実施する等により測定します。

また、計画期間中の法改正など、障害者計画の中間年（令和 8 年度）には、必要に応じて計画の中間見直しを行うものとしします。

⁵ 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置）

第3章 佐倉市の現状と課題

障害者の心身の状況、生活の状況やサービスの利用意向等を把握する目的で「令和4年度障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(調査概要)

① 調査対象者と調査方法

(調査対象者)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者

(調査方法) 抽出調査(層出抽出法による)

- ・ 各障害者手帳の所持者を母数とし、18歳未満と18歳以上に区分し無作為で抽出
- ・ 調査対象者数 2,500人
(内訳:18歳未満:300人18歳以上:2,200人)

② 調査期日 令和5年2月7日(火)~2月28日(火)

③ 調査方法 対象者へ郵送により調査票を発送 (回答方法) 郵送またはWebによる回答

④ 回答数 回答総数 1,147(45.9%) うち郵送回答 1,013(88.3%) Web回答 134(11.7%)

有効回答 1,112(44.5%)、無効回答 35(※集計不可)

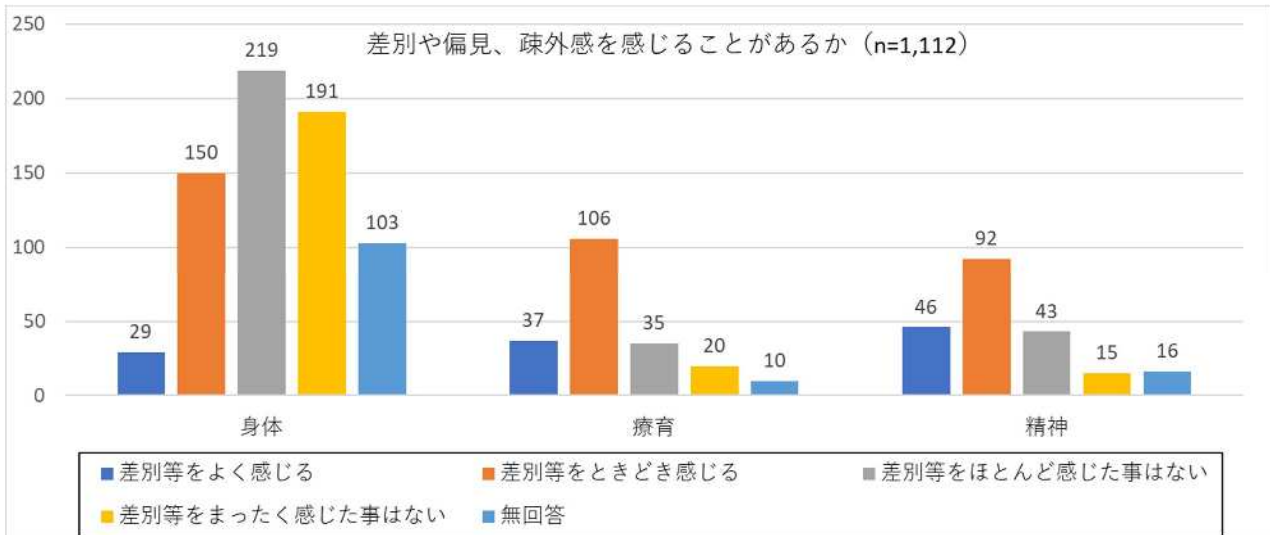
(回答内訳)

	R4.3.31	構成比	調査対象	有効回答数	回答率
身体障害	5,035	63%	1,575	692	43.9%
知的障害	1,121	14%	351	208	59.3%
精神障害	1,835	23%	574	212	36.9%
合計	7,991	100%	2,500	1,112	44.5%

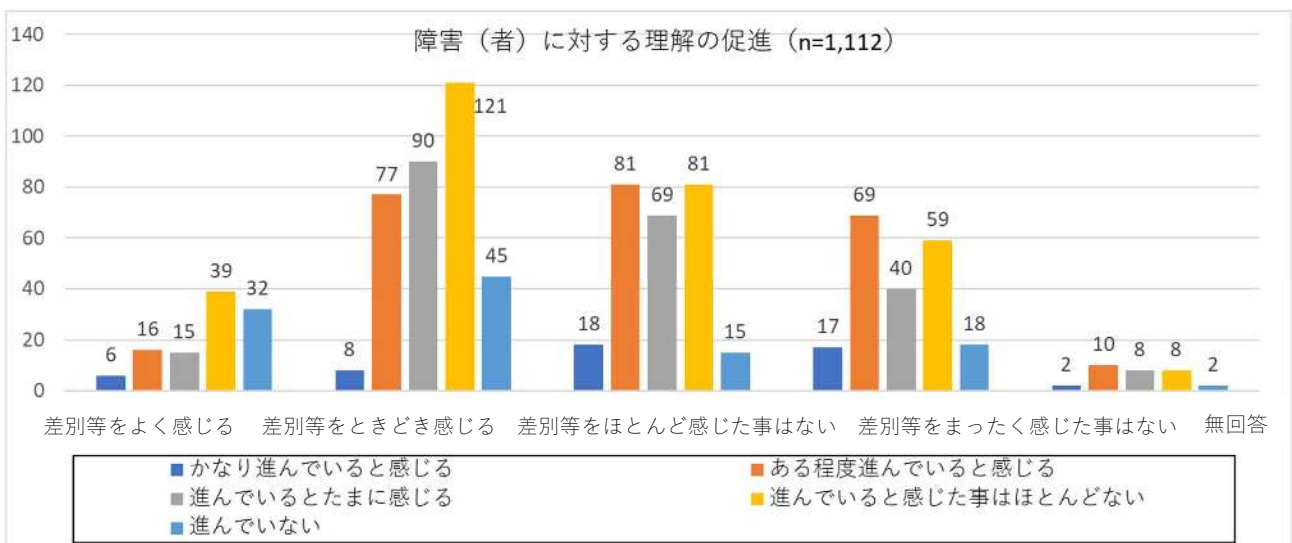
1. 障害福祉アンケート調査結果からみる主な課題

(1) 障害理解に関する課題

① 差別や偏見、疎外感(障害別)



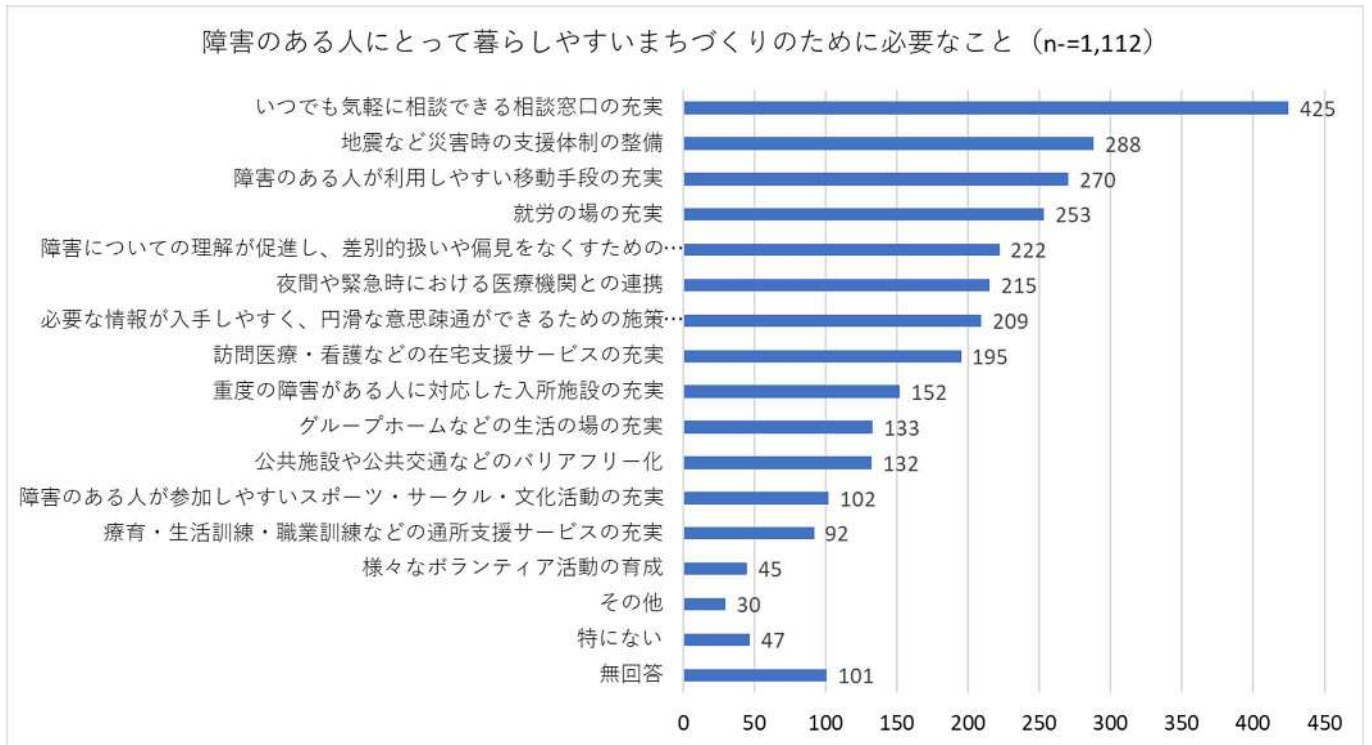
② 障害(者)に対する理解の促進(差別等をどの程度感じるか別)



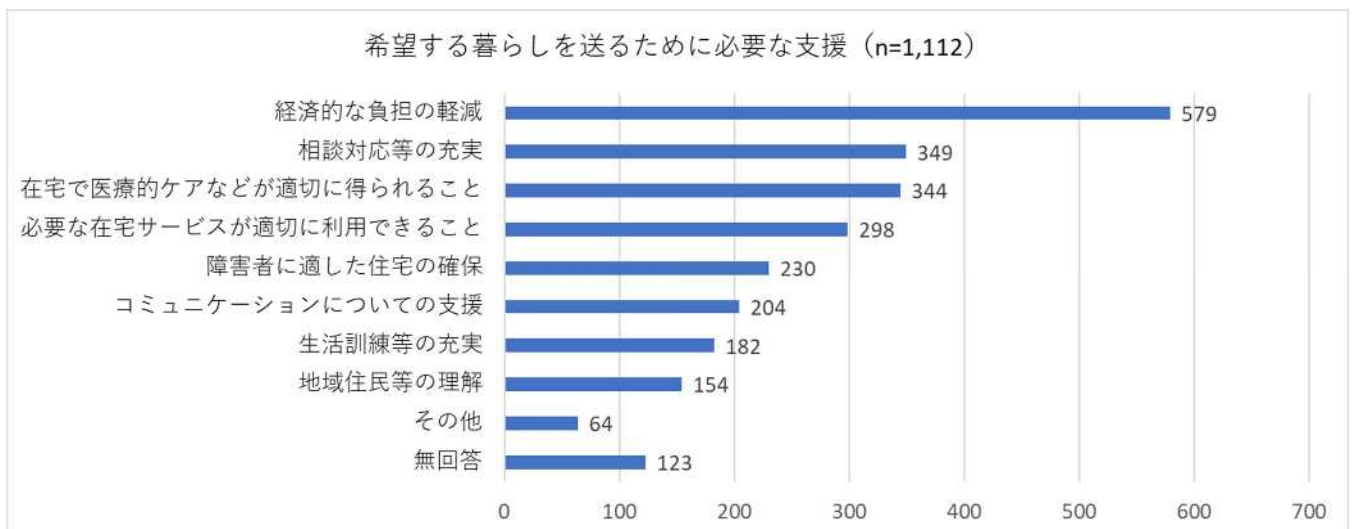
- ① 全体で41.4%の回答者が日頃、差別や疎外感を感じています。特に療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が多く感じています。
- ② 3年前と比べて障害理解が進んでいない(ほとんど進んでいない)との回答が全体の37.8%であり、まだまだ理解が進んでいません。

(2) 日々の暮らしに関する課題

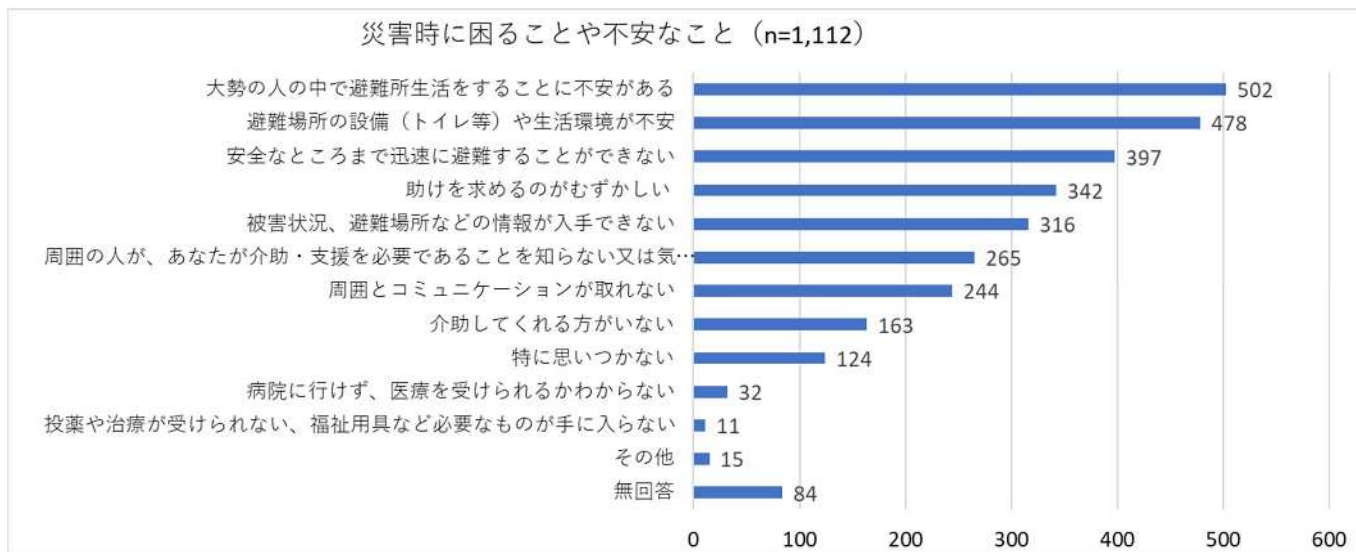
① 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりに必要なこと



② 希望する暮らしを送るために必要な支援



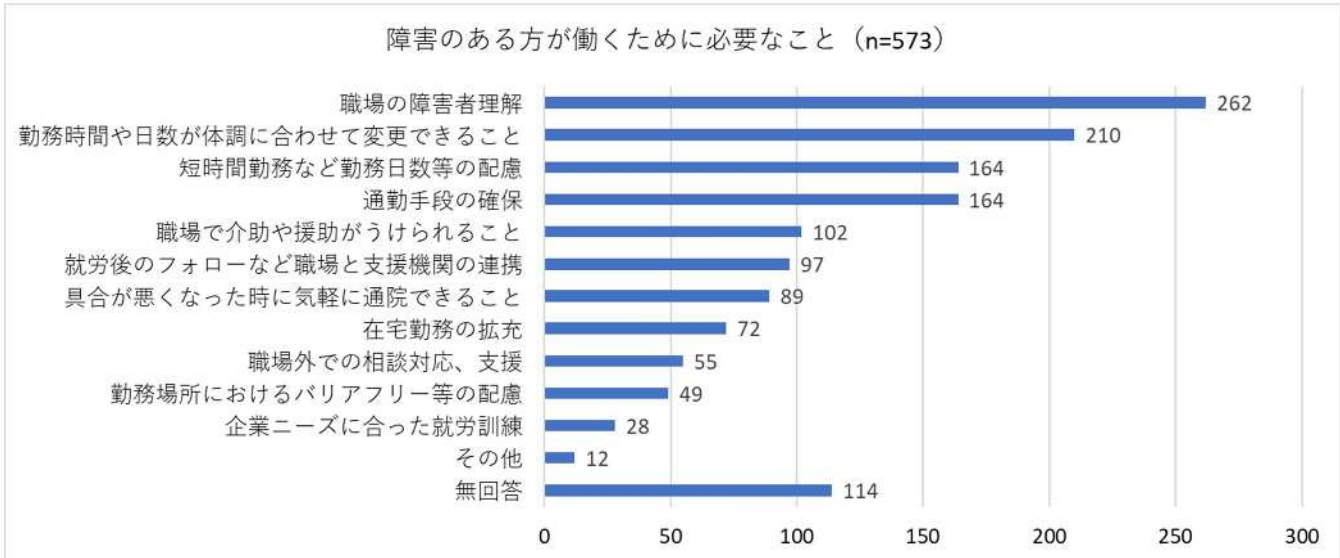
③災害時に困ることや不安なこと



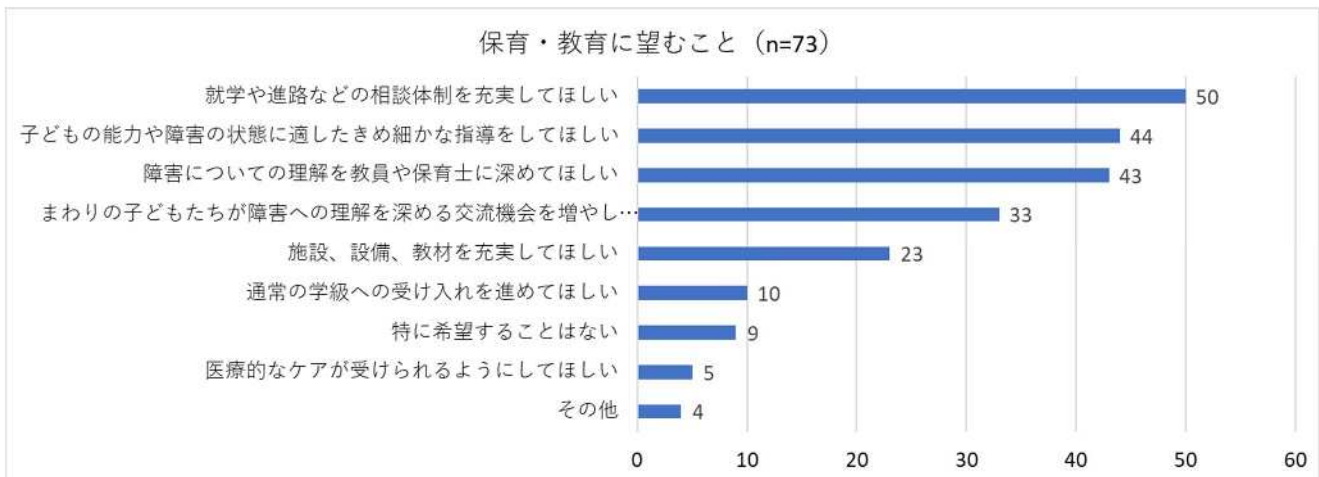
- ① 障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに必要なものは、「相談支援の充実」や「災害時の支援体制の整備」が回答の上位となりました。
- ② 希望する暮らしの実現のためには、「経済的な負担の軽減」が最も多い回答でした。
- ③ 災害時に困る事や不安なことは、「避難することとなった場合に、大勢の人の中で生活することへの不安」や「避難所の環境に対する不安」が、比較的多い結果となりました。

(3) 社会参加と自立に関する課題

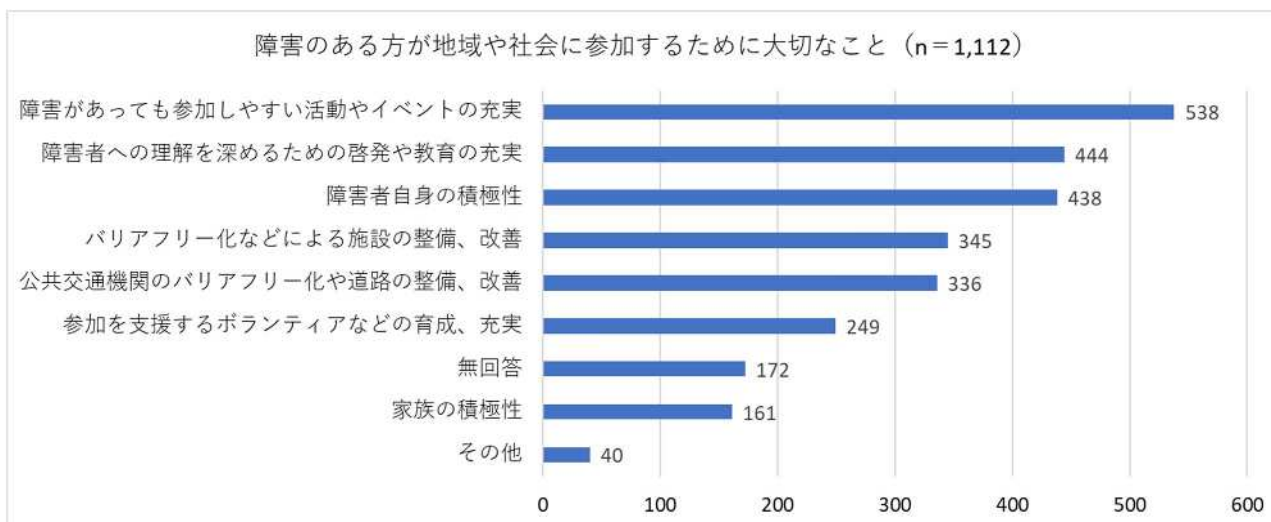
①障害のある方が働くために必要なこと



②保育・教育に望むこと



③障害のある方が地域や社会に参加するために大切なこと



- ① 障害のある方が、就労するために必要と感じていることは、「職場における障害理解」、「勤務時間や日数など勤務条件における柔軟な対応」や「通勤手段の確保」が、上位の回答であり、課題であることが見て取れました。
- ② 就学前の教育保育や、学校教育に望むことは、「就学や進路への相談体制の充実」、「障害理解のための啓発・教育の充実(教員、保育士等を含む)」が上位の結果となりました。
- ③ 障害のある方が、地域や社会に参加するために大切なことは、「参加しやすいイベントの充実」、「障害理解の促進」の他、「障害者自身の積極性」が上位の回答となりました。

2. 佐倉市障害者総合支援協議会（各専門部会）における検討課題

各専門部会では、専門事項や個別課題についての協議等を実施しており、現在の課題は、次のとおりです。

生活支援部会

・相談支援事業所等の連携強化を図り、
困難事例の解決に向けた検討等を行う

(課題)

- ・ 医療的ケア児(者)⁶が、災害時であっても生活を続けていくために必要な支援等についての検討
- ・ 災害時要避難者等の個別避難計画⁷の作成支援
- ・ 障害福祉サービス事業所間の横のつながりの強化

啓発・権利擁護部会

・障害者の理解促進のための広報活動の充実や、
権利擁護の課題の整理・施策の検討等を行う

(課題)

- ・ 障害理解のための効果的な啓発(特に子どもへの啓発)
- ・ 「障害理解の促進」の推進のため、障害者週間等を活用した効果的な啓発、障害のある人とない人が共に活動する場の創出を検討
- ・ 成年後見制度の周知、利用促進
- ・ 障害者虐待防止の推進

⁶ 日常生活のために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)、経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)などの医療行為が不可欠な人

⁷ 避難行動要支援者(高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な人)について、災害時に誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載した個別の避難計画のこと。令和3年の災害対策基本法の改正により、作成することが市町村の努力義務とされた。

就労支援部会

・就労支援事業所の連携強化を図り、障害者の就労促進や就労支援の仕組みづくりの検討等を行う

(課題)

- ・ 就労系事業所における安定した工賃の支給
- ・ 就労継続支援事業所の利用者の確保
- ・ 一般就労におけた民間企業等の障害理解が低い

療育支援・教育部会

・障害児・者の早期発見・早期療育を図るための関係機関の連携強化等に資する施策の検討等を行う

(課題)

- ・ 佐倉市ライフサポートファイル⁸の認知度が低い
- ・ 児童発達支援事業所や放課後デイサービス事業所の提供サービスの維持・向上

精神部会

・精神障害者が地域生活に必要な社会資源の拡充や理解促進のための施策の検討等を行う

(課題)

- ・ 住まいの場(グループホーム等)やヘルパー等の社会資源の現状把握
- ・ 精神障害に対する地域理解が低い

⁸ 成長や発達が気になる子どもについて、児童発達支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園、相談機関、学校、医療機関等で、継続的な支援のために引き継ぎをスムーズにするために作成するファイル

第4章 第7次佐倉市障害者計画

1. 第6次佐倉市障害者計画の総括

第6次佐倉市障害者計画における施策の主な実施状況、課題は次の表のとおりであり、今後の施策の方向性を整理します。

基本目標 1:

「障害に対する理解を促進し、一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」

主な実施状況
<ul style="list-style-type: none">令和3年度から障害者週間の啓発事業として、「みんなで知ろう! パラスポーツ!」を開催し、パラスポーツの体験等を通じて、障害理解を促進しました。障害者差別解消法⁹の改正に向け、事業者への周知を図りました。
課題の整理
<ul style="list-style-type: none">約40%の障害者が、差別や偏見、疎外感を感じています。(障害福祉アンケートより)約40%の障害者が、3年前と比べて障害理解が進んだと感じていません。(障害福祉アンケートより)近年、障害者虐待の件数が増加しています。

(今後の方向性)

- 障害(者)への理解の促進や障害者差別の禁止については、計画に実施するすべての施策を効果的に進めるための基礎的事項であり、継続的な取組が必要です。

⁹ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の略称

- ・ 障害を理由とする差別の解消に向けた取組は、障害者差別解消支援地域協議会により引き続き推進します。

基本目標 2:

「障害福祉サービスを充実し、一人ひとりが安心できる仕組みづくり」

主な実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「医療的ケア児・者の災害対策検討部会」にて、災害時における課題抽出や検討を進めました。 ・ 市内の医療的ケア児者の実態把握を行いました。 ・ 佐倉地区に市が委託する相談支援事業所を増設しました。
課題の整理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援のより一層の充実が求められています。(障害福祉アンケートより) ・ 医療的ケア児・者の生活や災害対策等における支援体制について継続して検討が必要です。 ・ 今後新たに利用したい障害福祉サービスの主なものは、居宅介護、短期入所(ショートステイ)、就労移行支援、共同生活援助(グループホーム)です。(障害福祉アンケートより)

(今後の方向性)

- ・ 障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、相談支援の充実や希望する地域での生活支援、災害対策の推進等を実施します。

基本目標 3:

「社会参加を促進し、一人ひとりがいきいきと輝ける基盤づくり」

主な実施状況
<ul style="list-style-type: none">・ 佐倉・産業大博覧会への障害福祉サービス事業所の出店等を通じて、社会参加の機会を創出すると共に福祉的就労を支援しました。・ 「夢咲くら館」の開館時等に、障害者優先調達推進法による優先調達を推進しました。
課題の整理
<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の就労・雇用のためには、さらなる事業者への障害理解の促進が必要です。・ 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた取組を支援するという視点から、インクルーシブ教育の推進が必要です。・ 社会参加のためには、障害者が参加しやすいイベントの実施が求められています。(障害福祉アンケートより)・ 障害の特性によって、情報の取得利用に支障がある場合は、様々な社会参加の活動が制限される可能性があります。

(今後の方向性)

- ・ 社会参加の促進と自立支援を図るため、雇用・就労の促進やインクルーシブ教育の推進、スポーツ・文化活動への参加促進等を実施します。
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえた施策の推進が必要です。

2. 基本理念・施策の体系

佐倉市における現状と課題、これまでの施策の実施を踏まえ、基本理念とその理念を実現するための施策を次のとおり整理します。

【基本理念】

「障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく、

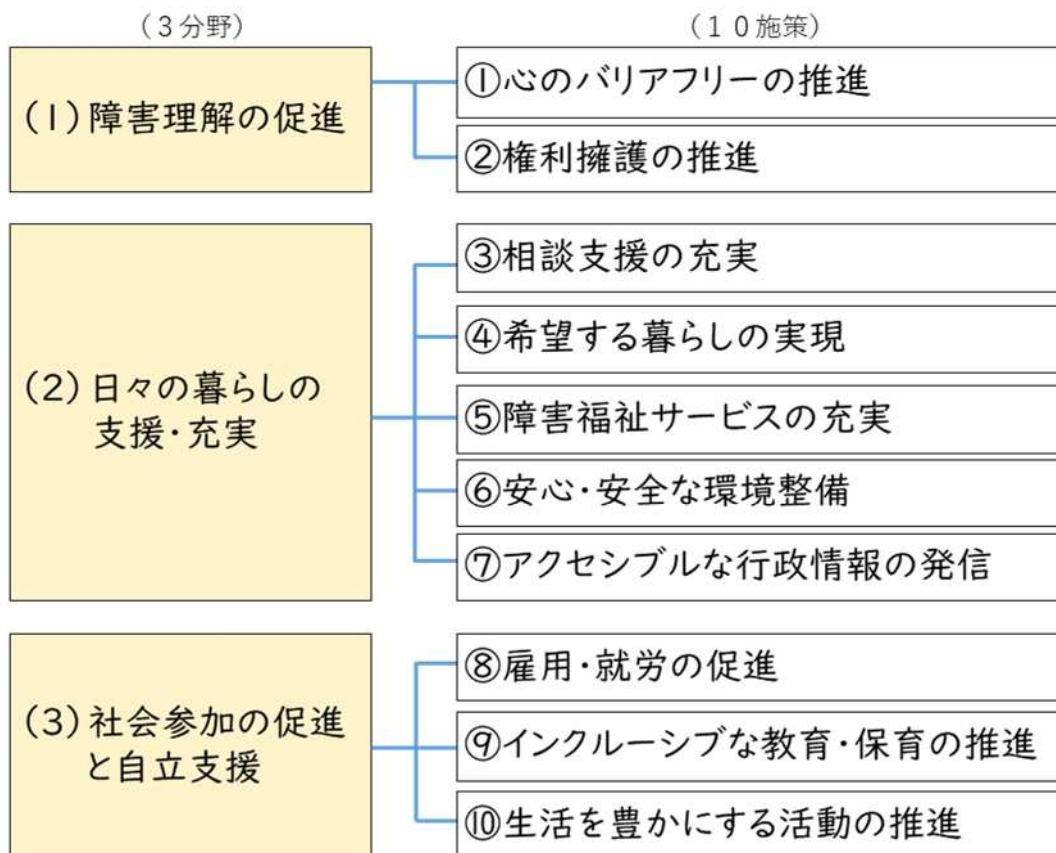
お互いを認め合い、支え合い暮らせるまち・佐倉」

【施策の体系】

3分野、10 施策に整理し、これらの施策の実施により基本理念を実現します。

基本理念

「障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく、
お互いを認め合い、支え合い暮らせるまち・佐倉」



3. 施策の内容

3 分野における施策の実施は、様々な行政機関や関係機関等と連携をしながら進めていきます。

(1) 障害理解の促進

①心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いに理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことです。

特に知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害など、外見からは分かりにくい障害についての理解の促進を図ります。

また、視覚障害者誘導用ブロック¹⁰、身体障害者補助犬¹¹、障害者用駐車スペース等の周知や障害に係るマークについても普及啓発を行い、障害の理解につなげます。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害者週間などを活用し、障害理解を深めるイベント等を実施します。	障害者総合支援協議会 障害者団体
2	市ホームページにて、障害福祉サービスや障害についての周知を図ります。	障害福祉サービス事業者

¹⁰ 視覚障害者が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のこと。いわゆる「点字ブロック」のこと。

¹¹ 盲導犬、介助犬及び聴導犬

3	小中学校に、障害のある当事者が講師になる等により、障害への理解を深めます。	自治人権推進課 教育委員会 障害者団体
---	---------------------------------------	---------------------------

「心のバリアフリー」を実践するためのポイント¹²

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル¹³」を理解すること。
- (2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人を抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

¹² 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より引用

¹³ 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方（障害者権利条約）

②権利擁護の推進

市民・事業者へ、障害者差別解消法や障害者虐待防止法¹⁴等について周知を図り、特に意思決定支援が難しい障害者の権利擁護を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害のある人への差別解消と合理的配慮の提供について、市民や事業者への周知や情報提供を行います。	障害者差別解消支援地域協議会 ¹⁵
2	障害を理由とする不当な差別的取扱い等に関する相談支援を実施し、差別の解消に努めます。	広域専門指導員(県) ¹⁶ 障害者差別解消支援地域協議会
3	成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援を実施します。	成年後見支援センター 障害者総合支援協議会
4	障害者虐待の通報義務の周知や、障害福祉サービス事業所の虐待防止の取組を支援し、虐待の防止及び早期発見に努めます。	障害者総合支援協議会 障害福祉サービス事業者

¹⁴ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称

¹⁵ 障害者差別解消法に基づき市が設置する協議会で、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組等の検討を行う。

¹⁶ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により、障害者の差別に関する個別相談に対応する千葉県が設置する専門相談員のこと。

(2) 日々の暮らしの支援・充実

③相談支援の充実

現在、市役所を含む相談窓口寄せられる、障害者が直面する問題は、複合的な生活課題があるなど、相談内容が高度で複雑になっています。

安心した生活の実現のため、相談支援体制を充実します。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害について身近な地域で相談できる一般相談、精神障害者に特化した相談を確保します。	相談支援事業所
2	基幹相談支援事業所 ¹⁷ を中心に、地域の相談力を高めます。	基幹相談支援事業所
3	各福祉分野の相談窓口や地域福祉コーディネーター等と連携し、他機関とのネットワークを強化します。	地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター くらしサポートセンター 成年後見支援センター 社会福祉協議会
4	当事者のピアサポート ¹⁸ 等により、地域での相談力の向上を支援します。	障害者団体

¹⁷ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、専門的な相談支援の他、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組

¹⁸ 障害者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動

④希望する暮らしの実現

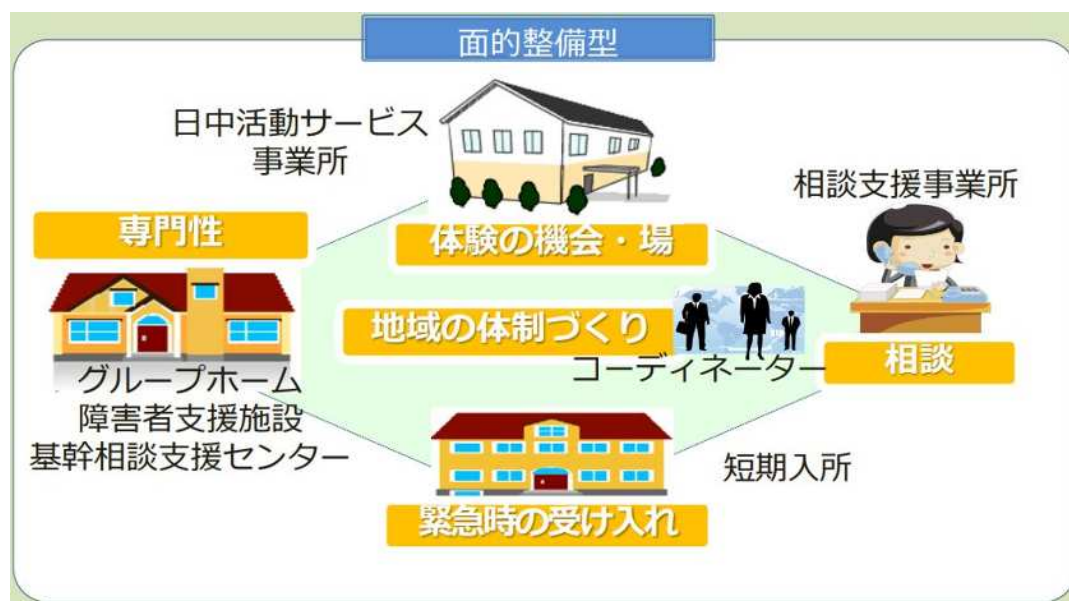
地域生活支援拠点等による居住支援のための機能を確保し、障害者がそれぞれの地域で希望する地域生活を営むことができるように支援します。

(参考)佐倉市の地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるために、地域生活において障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので具体的に2つの目的をもちます。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ② 体験の機会を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行を支援する体制の整備

佐倉市では、地域にある複数の支援機関が機能を分担しながら整備する「面的整備」方式により支援体制を構築します。



	主な事業内容	関係機関等
1	地域生活支援拠点等の機能(面的整備)を担う事業者を確保し、機能の充実を図ります。	相談支援事業所 障害福祉サービス事業者
2	住宅確保要配慮者 ¹⁹ について、セーフティネット住宅 ²⁰ 等の活用により、住宅の確保を推進します。	住宅課 住宅確保要配慮者居住支援法人 ²¹
3	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ²² 」の構築に向けた取組として住まいの確保と居住支援の充実を図ります。	障害者総合支援協議会

¹⁹ 高齢者や障害者などの住宅の確保に特に配慮を必要とする方

²⁰ 高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅

²¹ 住宅確保要配慮者に対し支援業務を行う法人として、千葉県知事の指定を受けた法人

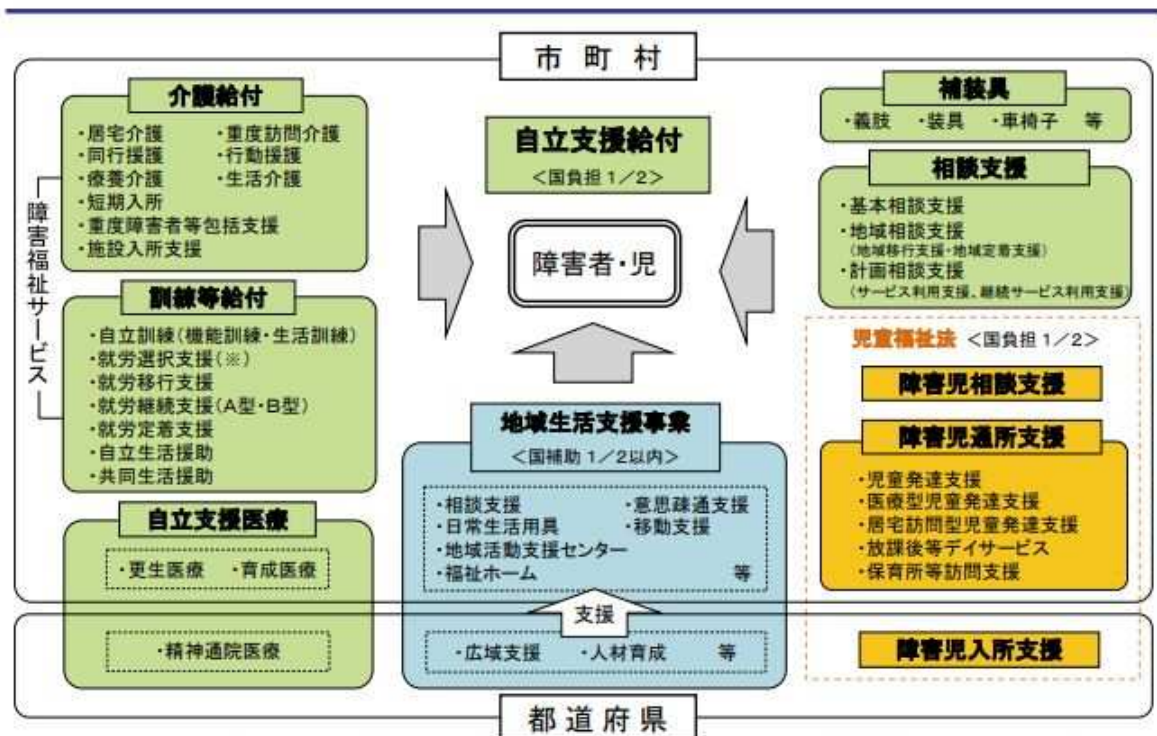
²² 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステム

⑤障害福祉サービスの充実

個々の障害児・者のニーズに対応し、地域移行にも対応できる障害福祉サービス等の量的充実を図るとともに、意思決定の支援等を通じて、サービスの質を向上します。

また、障害福祉サービス等の利用状況に応じ、ニーズに合ったサービスの導入についての検討を行い、サービスの充実を図ります。

障害者総合支援法等における給付・事業



(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

	主な事業内容	関係機関等
1	障害者総合支援協議会の専門部会や児童発達支援センターが中心となり、事業者間の連携を深め、質の向上を図ります。	障害者総合支援協議会 児童発達支援センター
2	障害福祉サービスなどの提供体制を確保すると共に、市民のニーズに合ったサービスのあり方についての検討を行います。	障害者総合支援協議会
3	ライフサポートファイルの活用により、乳幼児から学校卒業まで切れ目のない支援体制を構築します。	障害者総合支援協議会 療育支援コーディネータ ー

⑥安心・安全な環境整備

障害者が安心して、安全に生活できる住環境等の整備を推進すると共に、障害特性に配慮した災害対策を推進し、地域での備えを強化します。

	主な事業内容	関係機関等
1	避難行動要支援者名簿の有効活用や、個別避難計画の策定を推進する等により、防災対策を強化します。	社会福祉課 危機管理課 自治会等
2	バリアフリー法 ²³ に基づくまちづくりを推進します。 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・学校施設のバリアフリー化 など	道路建設課 教育総務課
3	緊急通報が困難な方の支援ツールを周知し、その利用を促進します。 ・NET119 緊急通報システム ²⁴ ・FAX119・メール119 ²⁵ ・電話リレーサービス ²⁶	ちば消防共同指令センター

²³ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称

²⁴ 障害により音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンやタブレット端末等からインターネットを使って音声によらずに119番通報ができるシステム

²⁵ 障害により音声による119番通報が困難な方が、ファクスやメールにより119番通報ができるシステム

²⁶ 聴覚や発話に困難のある人と聞こえる人との会話を、通訳オペレータによる通訳（手話、文字等）により、電話で即時双方向につながるができるサービス

⑦アクセシブルな行政情報の発信

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、情報取得や意思疎通が難しい方にわかりやすい行政情報の取得、利用しやすい申請手続の環境整備を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	窓口サービスのアクセシビリティの向上を進めます。 ・コミュニケーション支援ボードの導入 ・手話通訳や筆談対応の確保 ・必要な配慮等に関する職員研修	(市役所内) 市民を対象にした窓口
2	行政情報について、必要に応じて音声コードの添付や字幕の付与などの情報提供を推進します。	市役所内全所属
3	市ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティ ²⁷ の向上に努めます。	広報課
4	本計画の「わかりやすい概要版」を作成します。	当事者団体

²⁷ 高齢者や障害者を含めて誰もがホームページ等提供される情報や機能を支障なく利用できること

(3) 社会参加の促進と自立支援

⑧就労・雇用の促進

近年、就労系のサービス利用者が増加傾向にあります。今後もニーズの増加が見込まれることから、就労意欲のある障害者がその適性に応じた多様な就業機会の確保に努めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	就労系事業所の受注機会の拡大を推進し、工賃水準の改善に取り組みます。	障害者総合支援協議会
2	障害者雇用に積極的な事業所の表彰を行い、障害者雇用の周知と拡大を図ります。	商工振興課
3	障害者優先調達推進法による物品等の調達を推進します。	障害福祉サービス事業所
4	特別支援学校と連携し、卒業後の就労支援を行います。	特別支援学校
5	佐倉市役所でのチャレンジ雇用 ²⁸ を推進します。	人事課

²⁸ 各府省・各地方公共団体において知的障害者等を雇用し、1～3年の業務の経験を積んだ後、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職の実現を図ることを目的とする。

⑨インクルーシブな教育・保育の推進

インクルーシブ教育システム²⁹の推進により、障害のある幼児児童生徒への学びの選択肢となる環境整備の構築を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	保育所等や小中学校における医療的ケア児の受入体制を整備します。	こども保育課 教育委員会
2	児童発達支援センターを中心に、地域の保育所等 ³⁰ との連携を図り、通園・通学を支援します。	児童発達支援センター こども保育課
3	保育所等や小中学校における合理的配慮の提供により、障害の有無に関わらず、共に教育を受けられる環境を整備します。	こども保育課 教育委員会

²⁹ 「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」（障害者権利条約より）

³⁰ 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等の就学前施設

⑩生活を豊かにする活動の推進

障害の有無に関わらず、スポーツや文化活動等の充実は、生活と気持ちを豊かにします。

視覚障害者等が書籍等から情報を得ることは、社会的障壁の1つであります。視覚障害者等の情報へのアクセス保障や読書機会の増加は、教育や就労、文化活動につながり自立を大きく促進することから、当事者の意見を聴きながら読書環境の整備を進めます。

また、本市が実施する事業以外の様々な活動をしている団体等の情報は、社会活動の選択肢が広がるきっかけになることが期待されることから、その情報提供を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	読書バリアフリー法の趣旨に基づき、視覚障害者等 ³¹ の図書館利用やインターネットを利用したサービスの提供等を促進します。	市内図書館
2	スポーツや文化活動を促進するため、様々な支援や活動を行う主体についての情報を収集し、情報発信を行います。	市役所内関係所属
3	市内障害者団体の周知に努め、その活動を支援します。	障害者団体

³¹ 視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害のため、視覚による表現の認識が困難な者

第 5 章 第 7 期佐倉市障害福祉計画

第 6 期佐倉市障害福祉計画の総括

第 6 期佐倉市障害福祉計画の成果目標の達成状況は、次の表のとおりです。

	成果目標	目標の達成状況と現状
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中サービス支援型グループホームが、1 か所整備されました。 ・ 施設入所者の地域移行は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、目標は未達成です。
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置しています。 (障害者総合支援協議会の専門部会)
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	緊急時を含む相談体制として、市が委託する基幹相談支援事業所(2 か所)を中心に実施されています。
4	福祉施設から一般就労への移行等	就労系サービス利用者の一般就労への移行は目標を達成する見込みです。
5	障害児支援の提供体制の整備等	障害者総合支援協議会の専門部会に、「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」が組織され、関係者と協議を実施しました。
6	相談支援体制の充実・強化等	市内 5 圏域に各 1 か所の相談支援事業を委託した。相談支援事業所連絡会を通じて、連携を高めています。

計画に定める内容

①成果目標

- (1) 障害福祉サービス等³²や障害児通所支援等³³の提供体制の確保にかかると目標
- (2) 第1期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画にかかると目標

②活動指標

- (1) 障害福祉サービス等や障害児通所支援等の成果目標を達成するための活動指標(量の見込み)
- (2) 第1期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画にかかると成果目標を達成するための量の見込み

³² 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業のこと

³³ 障害児通所支援、障害児相談支援のこと

①成果目標

(1) 障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる目標

- (ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (ウ) 地域生活支援の充実
- (エ) 福祉施設から一般就労への移行等
- (オ) 障害児支援の提供体制の整備等
- (カ) 相談支援体制の充実・強化等

(ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値の考え方	目標値
地域生活への移行	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行 (令和5年度までの数値目標が達成されない場合は、その未達成割合を加える) $122人 \times (6\% + 4\%)$ ※4%は未達成割合	12人
施設入所者数の削減	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減 $120人 \times 5\%$	6人

(イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値の考え方	目標値
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年4回

(参考)

長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の整備により、地域生活への移行が可能とされており、佐倉市では令和8年度末までに30人の地域移行が可能な人数と県により推計されています。

(ウ) 地域生活支援の充実

項目	目標値の考え方	目標値
地域生活支援拠点等の充実	地域生活支援拠点等の実績を踏まえ運用状況を検証・検討する	年1回
強度行動障害を有する者の把握	令和8年度末までに、強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握する	

(エ) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値の考え方	目標値
一般就労への 移行者数 (令和8年度中)	令和3年度の一般就労への移行実績 29人×1.28	38人
就労移行支援 事業	令和3年度の一般就労への移行実績 22人×1.31	29人
就労継続支援 A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績 3人×1.29	4人
就労継続支援 B型事業	令和元年度の一般就労への移行実績 2人×1.28	3人
就労移行支援利用 者の一般就労の移 行率	就労移行支援事業利用修了者に占め る一般就労に移行した割合が50%以 上の事業所が全事業所に占める割合	50% 以上
就労定着支援事業 利用者数	令和3年度の利用実績者 53人×1.41倍	75人
就労定着支援事業 の就労定着率	就労定着率が70%以上の事業所が 全事業所に占める割合	25% 以上

(オ) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値の考え方	目標値
障害児の地域社会への参加を推進する体制整備	児童発達支援センターが、幼稚園・保育所等と連携し、障害児の受入を支援する回数	年5回以上
重症心身障害児の支援体制の整備	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4か所以上
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	4か所以上
医療的ケア児の支援体制の整備	医療的ケア児等に関するコーディネーターを含めた関係機関で支援についての協議を行う。 (障害者総合支援協議会の専門部会による検討)	年4回以上

(カ) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値の考え方	目標値
地域の相談支援体制の強化	障害者相談支援事業所連絡会 ³⁴ の開催回数	8回

³⁴ 市が委託する相談支援事業所（5か所）で構成する連絡会

(2) 第I期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する
計画にかかる目標

(現状)

- ・ 視覚障害者等サービス³⁵の利用登録者は、6 人です。(令和 5 年 3 月現在)
- ・ 現在、大活字本 6,081 点、点字図書 50 点、録音図書(デイジー図書) 367 点、LLブック 59 冊の書籍等があります。(令和 5 年 3 月現在)

項目	目標値の考え方	目標値
視覚障害者等サービス利用登録の周知	視覚障害者等サービス利用登録者数を増加する。	14 人
アクセシブルな書籍等の充実	点字図書や大活字本、LL等のアクセシブルな書籍の充実を図ります。	大活字本 6400冊 点字図書 65点 録音図書 440点 LLブック 75点

³⁵ 視覚障害やその他の障害により、視覚による表現の認識が困難な人を対象にした録音資料の貸出、点字資料の貸出、対面朗読のサービス

参考資料

計画の策定経過

日付や期間	内容
令和5年2月7日 から2月28日	令和4年度 障害福祉アンケート
令和5年7月5日	佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策 定懇話会 公募市民 選考
令和5年8月9日	第1回 計画策定懇話会
令和5年10月11日	第2回 計画策定懇話会
令和5年11月8日	第3回 計画策定懇話会
令和5年12月22日	第4回 計画策定懇話会
	パブリックコメント
	策定

障害者権利条約

障害者権利条約の主な内容

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

障害者権利条約における障害のとらえ方

従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。

国連の議論においては、主に 1980 年代の様々な取組を通じて障害に対する知識と理解が深まり、障害者の医療や支援に対するニーズ（リハビリテーション等）と障害者が直面する社会的障壁の双方に取り組む必要性が認識されるようになり、この条約もそうした認識に基づき作成されました。

目的

この条約の目的は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」です。この条約では、障害者には「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」とされています。

平等・無差別と合理的配慮

条約の第 2 条(定義)では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義しています。これは、例えば車椅子用に段差に渡し板を敷いたり、窓口で筆談や読み上げ等により理解を助けること等が当たります。そして、障害に基づく差別には「合理的配慮の否定」が含まれます。また、第 4 条(一般的義務)では、締約国に障害者に対する差別となる既存の法律等を修正・撤廃するための適切な措置をとることを求めているほか、第 5 条(平等及び無差別)では、障害に基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めています。この「合理的配慮の否定」を障害に基づく差別に含めたことは、条約の特徴の一つとされています。

意思決定過程における障害当事者の関与

条約の第 4 条(一般的義務)では、締約国は障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させるよう定めています。また、第 35 条(締約国による報告)では、条約に基づき設置されている「障害者の権利に関する委員会」に対する報告を作成するに当たり、先の第 4 条の規定に十分な考慮を払うこととされています。

これらの規定には、いわゆる“Nothing About Us Without Us”(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)の考え方を背景として、障害当事者の声を重視するというこの条約の特徴が表れています。

施設・サービス等の利用の容易さ

条約の第 9 条(施設及びサービス等の利用の容易さ)では、締約国は、障害者が輸送機関、情報通信等の施設・サービスを利用する機会を有することを確保するため、適当な措置をとることを定めています。この措置には、施設・

サービス等の利用の容易さに対する妨げ・障壁を特定し、撤廃することが含まれます。

自立した生活・地域社会への包容

条約の第 19 条(自立した生活及び地域社会への包容)では、締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障害者が、この権利を完全に享受し、地域社会に完全に包摂され、参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとることを定めています。



教育




条約の第 24 条(教育)では、締約国は教育についての障害者の権利を認めることを定めています。障害者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的として、締約国は障害者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。



また、その権利の実現に当たり、障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障害者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等が定められています。




雇用



条約の第 27 条(雇用及び労働)では、締約国は、障害者が、障害のない人と平等に労働に関する権利を有することを認め、その権利が実現されることを保障・促進することを定めています。特にあらゆる形態の雇用における、障害に基づく差別の禁止や、職場での障害者に対する「合理的配慮」の確保等のため、締約国が適当な措置をとることを定めています。


名称	概要等	所管先
<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p> <p>TEL:03-5291-7885</p>

<p>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL:03-3581-0141 (代)</p>
<p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL:03-3581-0141 (代)</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111 (代) FAX:03-3503-1237</p>

	<p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
<p>ヒアリング ループマーク</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>

<p>オストメイト用設備 ／オストメイト</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6294</p>
<p>ハート・プラス マーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> <p>TEL:080-4824-9928</p>
<p>「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボル マーク</p> 	<p>白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。</p>	<p>岐阜市福祉事務所障がい福祉課</p> <p>TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613</p>

<p>(社会福祉法人日本 視覚障害者団体連合 推奨マーク)</p>	<p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示してなくても、声をかけてサポートをお願いします。</p>	
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS 規格)。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉局障 害者施策推進部 企画課社会参加 推進担当</p> <p>TEL:03- 5320-4147</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人全 日本ろうあ連盟</p> <p>TEL:03- 3268-8847 FAX:03- 3267-3445</p>

<p>筆談マーク</p> 	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	<p>一般財団法人全 日本ろうあ連盟</p> <p>TEL:03- 3268-8847 FAX:03- 3267-3445</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

(内閣府ホームページより引用)

佐倉市第7次障害者計画・佐倉市第7次障害福祉計画

- 発行日 令和6年3月
- 発行 佐倉市
- 担当 福祉部 障害福祉課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

電話 043-484-4164 ファクス 043-484-1742

電子メール shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

- 印刷 ●●●●●●●●●●●●●●●●



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。